

久住高原ゴルフ倶楽部細則

1 総 則

この倶楽部は全て、会則及び細則の定めるところにより運営する。

尚、この細則は理事会の決議によらなければ、これを変更することが出来ない。

委員会の役割は当倶楽部の目的を実現する提案を行うことと

2 理事会

(1) 理事会の開催は定例として年一回とし、理事長がこれを招集する。

(2) 理事が出席不可の場合、代理人を指定する事が出来る。代理人も議決権を有するものとする。但し事前に委任状を届け出た者に限る。

(3) 代理とは、理事の所属する企業の中から理事が推薦した者とする。

3 本倶楽部に次の委員会を置き、各委員会は委員3名以上をもって組織し、委員は正会員の中より理事会がこれを任命する。

4 委員会の区分

委員会の名称及びその分担事項を次の通り定める。

(1) 競技・コース委員会

競技の開催、執行ならびにその記録作成、及びローカルルールの制定、及びルールの適用に関する事項。

コース内の芝、樹木の維持、改良その他コース全般に関する事項。

(2) ハンディキャップ・入会審査委員会

ハンディキャップの決定と変更、及び登録に関する事項。

新規入会者（名義書換によるものを含む）の審査に関する事項。

(3) 総務・ハウス委員会

会員の健康や渉外その他、他の委員会に属さない事項。

クラブハウス、食堂、売店、及び交通に関する事項。

5 委員会の議長

各委員会は当該委員長がこれを招集して議長となる。その他総合委員会等を開く必要があるときは、理事長が召集し、その議長となる。委員長は年間の計画と一年間の運営報告を当倶楽部の年度末に提出する。

6 委員の任期

各委員の任期は2カ年とする。

但し、再選又は兼任はさまたげない。委員は、任期終了といえども後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。

7 各委員会において支出を要するときは、会社の承認を経るものとする。

8 各委員会の重要な決議事項は、予め理事会の了解を必要とする。

9 委員会は委員会開催時は会議議事録を理事会に提出する。

10 外来者

(1) 当ゴルフ倶楽部の会員以外の入場者をゲストと呼ぶ。

(2) 理事会（理事長）はクラブの運営上必要と認めたときは、ゲストの入場を拒むことが出来る。

(3) ゲストを紹介した会員は、当ゲストの場内における一切の行為、及び諸支払い等の義務につき責任を負うものとする。また、暴力団関係者を紹介してはならない。

11 競技

競技の方法については別途当倶楽部の競技規定を適用する。

12 名義書換

- 1) 名義書換により入会する場合も、当倶楽部会則第二章の各条項を適用し、下記書類を提出しなければならない。
 - a 名義書換申請書（必要事項全部記載のこと）
 - b 会員入会申込書
 - c 譲渡人の印鑑証明書（1通）
 - d 譲受人の印鑑証明書と住民票（各1通）
法人会員は、会社の登記簿謄本と印鑑証明書（各1通）
- 2) 名義書換料
 - a 名義書換料は、1名につき100,000円（消費税は別途加算）
 - b 親子間、配偶者間で会員資格を継承する場合は、各1名につき50,000円
（消費税は別途加算）
 - c 同一法人内で記名変更する場合は、1名につき50,000円（消費税は別途加算）
 - d 法人無記名会員を記名者登録する場合は、1名につき50,000円
（消費税は別途加算）
 - e 法人記名会員より法人無記名会員に変更する場合は、10,000円とする。
- 3) 会員入会申込書の紹介会員は、3年以上当倶楽部会員として在籍した会員1名以上の推薦を必要とする。また、当倶楽部の経営に携わる役員も紹介者となる事が出来る。

13 メンバースカード

- 1) 倶楽部は、会員にメンバースカードを発行する。
- 2) 紛失、盗難、焼失等の理由で再発行の必要性が生じ、会社が認めた場合は下記必要書類を提出し条件を履行の上、再発行する。
 - a 再発行願い書兼紛失届
 - b 印鑑証明書
 - c 手数料5,000円（消費税は別途加算）
- 3) メンバースカードを他人に貸与、譲渡したとき、又は紛失したにも関わらず紛失届けを提出しなかったときは、会社の決議により会員の資格を停止あるいは除名することがある。

14 年会費

- 1) 年会費は平成31年4月から平成34年3月度までの3期分については12,000円
(消費税込み)とする。
- 2) 年会費の計算基準は4月から翌年3月までとするが、年度の途中で退会する会員に対して日割り計算で払戻すことはない。また年度の途中で入会する会員に対して日割り計算で減免することもしない。
- 3) 年会費は毎年4月からの分を前月15日(3月15日)までに納入する。納期期限を3カ月経過して6月15日までに納入がない場合、その会員は6月15日付を以って会員資格を失う。
- 4) 年会費はいかなる理由においても、返還、払戻ししない。

15 新規入会

- 1) 新しく会員資格を得ようとするものは「久住高原ゴルフ倶楽部会則」の第6条を満たすこと。
- 2) 入会金100,000円（消費税別途加算）を支払うこと。尚、入会金はいかなる理由においても返還、払戻しはしない。
- 3) 定められた年会費を支払うこと。尚、年会費は月割り計算をせず入会する月に関わらず定額を支払う。年会費はいかなる理由においても返還、払戻しはしない。
- 4) 以下の必要書類を提出すること。
 - a 入会申込書
 - b 誓約書
 - c 印鑑証明書（法人の場合は法人のもの）
 - d 住民票（法人の場合は記名登録者のもの）
 - e 顔写真2枚
 - f 法人の履歴事項全部証明書・・・法人の場合のみ必要
 - g 暴力団関係でない証（表明）
 - h 免許証の写し

平成 9年12月制定

平成15年 4月改訂

平成15年10月改訂

平成18年11月改訂

平成22年 5月改訂

平成25年 9月改訂

平成29年 4月改訂

令和 2年 6月改訂